

重度心身障がい者医療費現物給付の取扱い

【現物給付の開始時期】

平成29年10月診療分から

【現物給付の対象となる医療費】

相馬郡内（相馬市、南相馬市、新地町、飯館村）の医療機関等における保険診療・保険処方・保険施術等における医療費等の自己負担分。

※保険外診療・処方・施術等は重度心身障がい者医療費等医療費給付の対象となりません。

【現物給付の方法】

受給者が医療機関等の窓口で「健康保険証」及び「重度心身障がい者医療費受給者証」を提示した場合、下記対象外の医療費を除き自己負担額の窓口徴収は行わない。

【対象外医療費】（従来どおり償還払い、窓口支払い）

- ① 国保・社保の方で、一部負担金が月額21,000円以上となる方
- ② 65歳から74歳の方で後期高齢者医療制度に加入していない方
（受給者証・白色）
- ③ 入院時の食事代

④ 「健康保険証」、「重度心身障がい者医療費受給者証」の提示がない場合
※以上の医療費等については、これまでどおり受給者が窓口で医療費を一旦お支払いいただき、市に申請書を提出していただきますので医療費受領の証明をお願いします。

【その他】

上記以外のケースについては、別途協議させていただきます。

重度心身障がい者医療費の請求方法

受診月毎に「重度心身障がい者医療費請求書」及び「重度心身障がい者医療費連記式明細書」により診療月の翌月10日までに福島県国民健康保険団体連合会（国保連）に請求を行います。

①保険分の請求

保険分の請求については従来どおり、国保連、後期高齢者広域連合及び社会保険診療報酬支払基金へ提出してください。

②現物給付分の請求

現物給付分（これまでの自己負担分）については、「重度心身障がい者医療費請求書」及び「重度心身障がい者医療費連記式明細書」の様式を使用して紙ベースで取りまとめ国保連へ提出します。

先に保険分の請求に際しレセプトを提出している場合（オンラインで送付などしている場合）は、現物給付分の請求に併せてレセプトを紙に再印刷して添付する必要はありません。請求書と連記式明細書のみ送付してください。提出は毎月10日必着になります。

なお、お使いのシステムの仕様上、公費負担番号を入力する必要がある場合は、国保については「**島10**」を、後期高齢については「**39072095**」を使用してください。

※請求書・過誤報告書のデータ版（エクセル形式）は【市ホームページ>市民便利帳>健康・福祉>障がい福祉】よりダウンロード可能（9/1より）です。

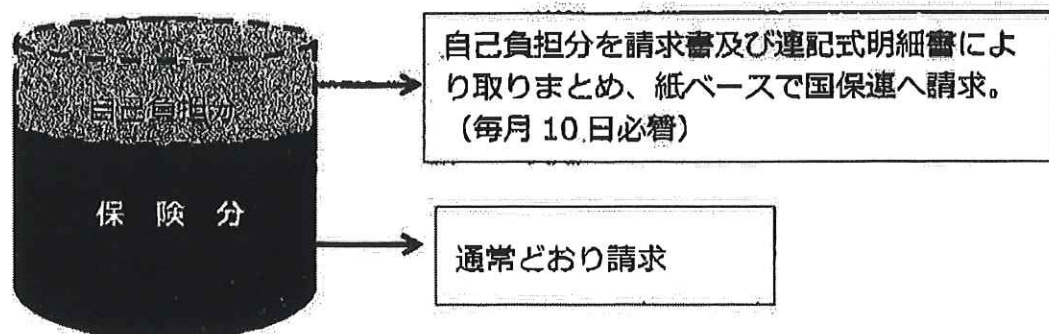
③医療費の支払

重度心身障害者医療費の支払は、診療月の翌々月の末日までに、国保連が医療機関等の指定口座へお支払いいたします。

なお、過誤調整があった場合には、原則、過誤調整を行った翌月に保険医療機関等への通常分支払い分で調整します。ただし、翌月分以降の支払いにおいて調整できない場合には返還の手続きを行います。

その他、請求に関する詳細については市へお問い合わせください。

※事務の流れ・対応の仕方については、子ども医療費と同様になります。



相馬市長様

平成 年 月分 重度心身障がい者医療費請求書

市町村番号				県番号				医療機関コード							
0	7	0	0	9	4	0	7								

保険医療機関等の
所在地及び名称

電話番号

開設者氏名

印

下記のとおり請求する。

平成 年 月 日

区分	明細書枚数	件数	総点数	請求額		送達書類	
				一部負担金	円	国保高額療養費 支給申請書	精神障害者の 入院に係る証明書
合計	枚	件	点	円		枚	枚
【内訳】 ①国保	枚	件	点	円		枚	枚
②後期高齢	枚	件	点	円			枚
③社保等	枚	件	点	円			枚

※国民健康保険分及び社保については、1件21,000円以上の請求はできません。

